# 個人情報の保護に関する法律施行規則 （平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）

#### 第一条（定義）

この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

#### 第二条（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

#### 第三条（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

* 一  
  令第一条第七号イに掲げる証明書  
    
    
  国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
* 二  
  令第一条第七号ロに掲げる証明書  
    
    
  高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号
* 三  
  令第一条第七号ハに掲げる証明書  
    
    
  同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

#### 第四条（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

* 一  
  健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
* 二  
  船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
* 三  
  出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
* 四  
  出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
* 五  
  私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
* 六  
  国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
* 七  
  地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
* 八  
  雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
* 九  
  日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

#### 第五条（要配慮個人情報）

令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

* 一  
  身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
* 二  
  知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
* 三  
  精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
* 四  
  治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

#### 第六条（法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者）

法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

* 一  
  外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
* 二  
  外国において法第七十六条第一項各号に掲げる者に相当する者

#### 第六条の二（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

法第二十二条の二第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

* 一  
  要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
* 二  
  不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
* 三  
  不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
* 四  
  個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

#### 第六条の三（個人情報保護委員会への報告）

個人情報取扱事業者は、法第二十二条の二第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

* 一  
  概要
* 二  
  漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
* 三  
  漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
* 四  
  原因
* 五  
  二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
* 六  
  本人への対応の実施状況
* 七  
  公表の実施状況
* 八  
  再発防止のための措置
* 九  
  その他参考となる事項

##### ２

前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

##### ３

法第二十二条の二第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

* 一  
  個人情報保護委員会に報告する場合  
    
    
  電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第一による報告書を提出する方法）
* 二  
  法第四十四条第一項の規定により、法第二十二条の二第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合  
    
    
  別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

#### 第六条の四（他の個人情報取扱事業者への通知）

個人情報取扱事業者は、法第二十二条の二第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第六条の二各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

#### 第六条の五（本人に対する通知）

個人情報取扱事業者は、法第二十二条の二第二項本文の規定による通知をする場合には、第六条の二各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、第六条の三第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。

#### 第七条（第三者提供に係る事前の通知等）

法第二十三条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

* 一  
  第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
* 二  
  本人が法第二十三条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

##### ２

法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

* 一  
  電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法
* 二  
  別記様式第二（法第二十三条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、別記様式第三）による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

##### ３

個人情報取扱事業者が、代理人によって法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、別記様式第四によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。第十一条の三第一項、第十一条の四第二項及び第十八条の六を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

##### ４

法第二十三条第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  第三者に提供される個人データの更新の方法
* 二  
  当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

#### 第八条（外国にある個人情報取扱事業者の代理人）

外国にある個人情報取扱事業者は、法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めなければならない。  
この場合において、当該個人情報取扱事業者は、当該届出と同時に、当該個人情報取扱事業者が国内に住所を有する者に、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

#### 第九条（第三者提供に係る個人情報保護委員会による公表）

法第二十三条第四項の規定による公表は、同条第二項又は第三項の規定による届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### 第十条（第三者提供に係る個人情報取扱事業者による公表）

個人情報取扱事業者は、法第二十三条第四項の規定による公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

* 一  
  法第二十三条第二項の規定による届出を行った場合  
    
    
  同項各号に掲げる事項
* 二  
  法第二十三条第三項の規定による変更の届出を行った場合  
    
    
  変更後の同条第二項各号に掲げる事項
* 三  
  法第二十三条第三項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合  
    
    
  その旨

#### 第十一条（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

法第二十四条第一項の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

* 一  
  法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること
* 二  
  個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること
* 三  
  我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること
* 四  
  個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること
* 五  
  前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十四条第一項の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること

##### ２

個人情報保護委員会は、前項の規定による外国を定める場合において、我が国における個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、当該外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ることなく提供できる個人データの範囲を制限することその他の必要な条件を付することができる。

##### ３

個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、当該外国が第一項各号に該当していること又は当該外国について前項の規定により付された条件が満たされていることを確認するため必要があると認めるときは、当該外国における個人情報の保護に関する制度又は当該条件に係る対応の状況に関し必要な調査を行うものとする。

##### ４

個人情報保護委員会は、第一項の規定による外国を定めた場合において、前項の調査の結果その他の状況を踏まえ、当該外国が第一項各号に該当しなくなったと認めるとき又は当該外国について第二項の規定により付された条件が満たされなくなったと認めるときは、第一項の規定による定めを取り消すものとする。

#### 第十一条の二（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準）

法第二十四条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

* 一  
  個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第四章第一節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
* 二  
  個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

#### 第十一条の三（外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供）

法第二十四条第二項又は法第二十六条の二第一項第二号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

##### ２

法第二十四条第二項又は法第二十六条の二第一項第二号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

* 一  
  当該外国の名称
* 二  
  適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
* 三  
  当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

##### ３

前項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十四条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第一号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第二号に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

* 一  
  前項第一号に定める事項が特定できない旨及びその理由
* 二  
  前項第一号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

##### ４

第二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者は、法第二十四条第一項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第二項第三号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

#### 第十一条の四（外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等）

法第二十四条第三項（法第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

* 一  
  当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。
* 二  
  当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ（第二十六条の二第二項において読み替えて準用する場合にあっては、個人関連情報）の当該第三者への提供を停止すること。

##### ２

法第二十四条第三項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

##### ３

個人情報取扱事業者は、法第二十四条第三項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。  
ただし、情報提供することにより当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

* 一  
  当該第三者による法第二十四条第一項に規定する体制の整備の方法
* 二  
  当該第三者が実施する相当措置の概要
* 三  
  第一項第一号の規定による確認の頻度及び方法
* 四  
  当該外国の名称
* 五  
  当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
* 六  
  当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
* 七  
  前号の支障に関して第一項第二号の規定により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

##### ４

個人情報取扱事業者は、法第二十四条第三項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

##### ５

個人情報取扱事業者は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

#### 第十二条（第三者提供に係る記録の作成）

法第二十五条第一項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

##### ２

法第二十五条第一項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第十五条から第十七条まで、第十八条の三及び第十八条の四において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。  
ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

##### ３

前項の規定にかかわらず、法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十五条第一項の当該事項に関する記録に代えることができる。

#### 第十三条（第三者提供に係る記録事項）

法第二十五条第一項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

* 一  
  法第二十三条第二項の規定により個人データを第三者に提供した場合  
    
    
  次のイからニまでに掲げる事項
* 二  
  法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の規定により個人データを第三者に提供した場合  
    
    
  次のイ及びロに掲げる事項

##### ２

前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十五条第一項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第二十五条第一項の当該事項の記録を省略することができる。

#### 第十四条（第三者提供に係る記録の保存期間）

法第二十五条第二項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

* 一  
  第十二条第三項に規定する方法により記録を作成した場合  
    
    
  最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間
* 二  
  第十二条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合  
    
    
  最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間
* 三  
  前二号以外の場合  
    
    
  三年

#### 第十五条（第三者提供を受ける際の確認）

法第二十六条第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

##### ２

法第二十六条第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

##### ３

前二項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第二十六条第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

#### 第十六条（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）

法第二十六条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

##### ２

法第二十六条第三項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。  
ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第二十三条第二項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

##### ３

前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十六条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

#### 第十七条（第三者提供を受ける際の記録事項）

法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

* 一  
  個人情報取扱事業者から法第二十三条第二項の規定による個人データの提供を受けた場合  
    
    
  次のイからホまでに掲げる事項
* 二  
  個人情報取扱事業者から法第二十三条第一項又は法第二十四条第一項の規定による個人データの提供を受けた場合  
    
    
  次のイ及びロに掲げる事項
* 三  
  個人関連情報取扱事業者から法第二十六条の二第一項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合  
    
    
  次のイからニまでに掲げる事項
* 四  
  第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合  
    
    
  第一号ロからニまでに掲げる事項

##### ２

前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十六条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第二十六条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

#### 第十八条（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）

法第二十六条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

* 一  
  第十六条第三項に規定する方法により記録を作成した場合  
    
    
  最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して一年を経過する日までの間
* 二  
  第十六条第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合  
    
    
  最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して三年を経過する日までの間
* 三  
  前二号以外の場合  
    
    
  三年

#### 第十八条の二（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認）

法第二十六条の二第一項の規定による同項第一号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

##### ２

法第二十六条の二第一項の規定による同項第二号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

##### ３

前二項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前二項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第二十六条の二第一項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

#### 第十八条の三（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成）

法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

##### ２

法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。  
ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

##### ３

前項の規定にかかわらず、法第二十六条の二第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

#### 第十八条の四（個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項）

法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

* 一  
  法第二十六条の二第一項第一号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
* 二  
  個人関連情報を提供した年月日（前条第二項ただし書の規定により、法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録を一括して作成する場合にあっては、当該提供の期間の初日及び末日）
* 三  
  当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
* 四  
  当該個人関連情報の項目

##### ２

前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

#### 第十八条の五（個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間）

法第二十六条の二第三項において準用する法第二十六条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

* 一  
  第十八条の三第三項に規定する方法により記録を作成した場合  
    
    
  最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間
* 二  
  第十八条の三第二項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合  
    
    
  最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して三年を経過する日までの間
* 三  
  前二号以外の場合  
    
    
  三年

#### 第十八条の六（本人が請求することができる開示の方法）

法第二十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする。

#### 第十八条の七（仮名加工情報の作成の方法に関する基準）

法第三十五条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
* 二  
  個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
* 三  
  個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

#### 第十八条の八（削除情報等に係る安全管理措置の基準）

法第三十五条の二第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  法第三十五条の二第二項に規定する削除情報等（同条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
* 二  
  削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
* 三  
  削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

#### 第十八条の九（電磁的方法）

法第三十五条の二第八項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

* 一  
  電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
* 二  
  電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
* 三  
  前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

#### 第十九条（匿名加工情報の作成の方法に関する基準）

法第三十六条第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
* 二  
  個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
* 三  
  個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
* 四  
  特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
* 五  
  前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

#### 第二十条（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）

法第三十六条第二項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

* 一  
  加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第三十六条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
* 二  
  加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
* 三  
  加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

#### 第二十一条（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表）

法第三十六条第三項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

##### ２

個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。  
この場合においては、当該公表をもって当該個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

#### 第二十二条（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）

法第三十六条第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

##### ２

法第三十六条第四項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

#### 第二十三条（匿名加工情報取扱事業者による匿名加工情報の第三者提供時における公表等）

前条第一項の規定は、法第三十七条の規定による公表について準用する。

##### ２

前条第二項の規定は、法第三十七条の規定による明示について準用する。

#### 第二十三条の二（軽微な変更）

法第四十九条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める軽微な変更は、法第四十七条第一項各号に定める業務の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

#### 第二十四条（個人情報保護指針の届出）

法第五十三条第二項の規定による届出は、別記様式第五による届出書によるものとする。

#### 第二十五条（個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表）

法第五十三条第三項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

#### 第二十六条（認定個人情報保護団体による個人情報保護指針の公表）

認定個人情報保護団体は、法第五十三条第三項の規定による公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、同条第二項の規定により届け出た個人情報保護指針を公表するものとする。

#### 第二十七条（法第五十八条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類）

法第五十八条の二第一項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる権限行使の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

* 一  
  法第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は法第五十六条の規定による報告の徴収  
    
    
  当該要求又は徴収の内容及び理由を記載した書類
* 二  
  法第四十二条第一項の規定による勧告  
    
    
  当該勧告の内容及び理由を記載した書類
* 三  
  法第四十二条第二項若しくは第三項の規定による命令、法第五十七条の規定による命令又は法第五十八条第一項の規定による取消し  
    
    
  当該不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類

#### 第二十八条（公示送達の方法）

個人情報保護委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。  
外国においてすべき送達については、個人情報保護委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この規則は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。  
ただし、附則第六条及び附則第七条の規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 第二条

削除

#### 第三条（第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第十三条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十二条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第十三条第二項の規定を適用することができる。  
この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

#### 第四条（第三者提供を受ける際の確認に関する経過措置）

法第二十六条第一項各号に規定する事項のうち、施行日前に第十五条に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第十六条に規定する方法に相当する方法により記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、第十五条第三項を適用することができる。  
この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

#### 第五条（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）

第十七条第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十六条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第十七条第二項を適用することができる。  
この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

#### 第六条（改正法附則第二条の規定による通知の方法）

第七条第一項の規定（通知に関する部分に限る。）は、改正法附則第二条の規定による通知について準用する。

#### 第七条（改正法附則第二条の規定による届出の方法）

改正法附則第二条の規定による届出は、別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク等を提出して行うものとする。

##### ２

個人情報取扱事業者が、代理人によって改正法附則第二条の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に別記様式第二によるその権限を証する書面を添付して個人情報保護委員会に提出しなければならない。

# 附則（平成三〇年五月九日個人情報保護委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年五月一三日個人情報保護委員会規則第一号）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年七月一日個人情報保護委員会規則第二号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附則（令和二年一〇月一日個人情報保護委員会規則第二号）

この規則は、公布の日より施行する。

# 附則（令和二年一二月九日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

# 附則（令和三年三月二四日個人情報保護委員会規則第一号）

#### 第一条（施行期日）

この規則は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。  
ただし、附則第二条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

#### 第二条（改正法附則第二条の規定による通知等の方法）

第七条の規定は、改正法附則第二条の規定による通知及び届出について準用する。

##### ２

第八条の規定は、改正法附則第二条の規定による届出について準用する。

#### 第三条（個人関連情報の第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成に関する経過措置）

第十七条第一項第三号に規定する事項のうち、施行日前に第十六条に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第十七条第二項を適用することができる。  
この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

#### 第四条（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に関する経過措置）

法第二十六条の二第一項第一号に規定する事項のうち、施行日前に第十八条の二に規定する方法に相当する方法で確認（当該確認について第十八条の三に規定する方法に相当する方法で記録を作成し、かつ、保存している場合におけるものに限る。）を行っているものについては、第十八条の二第三項の規定を適用することができる。  
この場合において、同項中「前二項に規定する方法」とあるのは「前二項に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。

#### 第五条（個人関連情報の第三者提供に係る記録の作成に関する経過措置）

第十八条の四第一項に規定する事項のうち、施行日前に第十八条の三に規定する方法に相当する方法で記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）を作成しているものについては、第十八条の四第二項の規定を適用することができる。  
この場合において、同項中「前条に規定する方法」とあるのは「前条に規定する方法に相当する方法」と読み替えるものとする。